

盤を確立していくとともに、地方公共団体間の連携や外部資源の活用を積極的に進めていくことが重要であると考えております。

また、地方公共団体が持続的な形で行政サービスを提供していくためには、その裏づけとなる税財源が不可欠でありまして、こうした観点からは、地方税や地方交付税など、地方が自由に使える安定的な税財源基盤を確保していくことが重要だというふうに思つております。

結論いたしましては、総務省としては、地方公共団体が置かれた実態に即して自立した行財政運営ができるよう、法律や予算などさまざまな政策手段を総動員して取り組んでまいりたい、このように考えております。

○高木(啓) 分科員 地方自治体が、自主的そして主体的に取り組む、主体的にあるべきだというのが一つのキーワードだと私は思つています。私は、ずっと地方議員をやっていましたので、やはり、地方は活力を持つことと、それから、できるだけ自立した地方自治体を目指していく、これは原理原則だと思うんです。

そのために、では国の役割は何なのかということが一方で問われるわけがありますが、地方が自立的、自主的、そして活力を持つて主体的にいろいろな事業に取り組んでいくためには、やはり権限と財源とそして事務事業というのがセットで、一体でなければならないと思つていて、つまり、地方分権一括法もそうであります。そうした一つのパッケージの中で権限移譲を行い、そして、税財源の移譲、そして事務をとり行うための権限、そういうものが一つのパッケージとして地方に受け渡されていかなければならぬんだどう思うわけあります。

これは一つの研究テーマだと思うんですが、私は地方議会にいるときによく、地方税法というのに非常に興味を持つております。それで、地方税法、地方政府に対する課税する税金というものが、地方で課税自主権があるにしても、基本的にはほとんど全てが地方税法の中を行われた。

て、いる。つまり、地方税法というのは法律でありますから、当然、国会がこれを決めるわけあります。

まして、課税自主権とはいいながらも、なかなか地方には、そうした税に対する権限というのは限られていましたけれども、やはりゴルフ場

中で一つ象徴的なのは、この間ずっと激しい議論が行われてきましたけれども、やはりゴルフ場

は地方税法第四条の第二項に書かれている法定格好の材料だと実は思つてはいるわけであります。

このゴルフ場利用税は、もうずっと議論されていますから内容については省略しますけれども、これは地方税法第四条の第二項に書かれている法定

普通税ということになつていています。

ゴルフ場利用税の議論は、一つには、スポーツに課税をするということがいいのかどうかという

のがずっとテーマとしてあつて、もう一方では、存続してほしいという議論の趣旨は、当然、もう既に税目として、財政の、収入に占める割合が大

変多いで、それを廃止されたら困るということ

のせめぎ合いだつたと思っています。これは幾ら議論をしても多分平行線で、交わるところは私は

ないと思うので、ですから、自民党税調の中で

も、将来的に議論をしていく課題といふうに取

りまとめて行われたと思つています。

地方税法の第四条の二項というのは、先ほど小

倉政務官も御答弁された地方の主体性とかあるい

うと長らく続いているままで、ただ、問題になる

ら、引き続き、全国共通の法定税として位置づけ

られることが適当と考えています。

自民党的このゴルフ場に関する議論といふのは

ずっと長らく続いているままで、ただ、問題になる

ら、引き続き、全国共通の法定税として位置づけ

られることが適當と考えています。

方税としてふさわしい応益性等も有することとか

ら、引き続き、全国共通の法定税として位置づけ

されることが適當と考えています。

その点について、御見解をお伺いさせていただきます。

○野田国務大臣 お答えいたします。

ゴルフ場利用税については、ゴルフ場が道路整備など地方団体の行政サービスに密接な関係を有していることや、その利用者に十分担税力が認められることなどに着目して課税されるものであり、特に過疎地域など財源に乏しい市町村の貴重な財源になつてゐる事実があります。

現行のゴルフ場利用税では、法律上、統一した課税方式のもの、制限税率が千二百円ですが、負担の上限が定められています。しかしその一方、都道府県の判断によって、ゴルフ場の整備の状況等に応じた多様な税率設定ができるなど、地方団体の自主性に十分な配慮がなされているほか、地

方の弱いところは、A県はこれこれこういう理由だから課税をしないんだといふことを説明するとい

うと思います。

私は、B県は課税をしませんといったときに、ゴルフ場

の利用者は、A県に行つたら課税されなかつたといった

ところを、B県に行つたら課税されなかつたといつた

から、多分、A県は何で課税をしているんだとい

う思います。

話が出てくると思います。逆に言えば、B県はな

ぜ課税をしなくていいんだといふ議論が出てくる

と思います。そのときに、地方自治体が、いや、

B県に行つたら課税されなかつたといつた

から、多分、A県は何で課税をしているんだとい

う思います。

我が県はこれこれこういう理由だから課税をしないんだといふことを説明するとい

うと思います。

これが、本当に議論をしていく課題といふうに取

りました。

ですから、野田総務大臣がお答えになられたこ

とはまさにそのとおりなんですねけれども、一律に課税をするということで、逆に言うと、地方が樂

をしていいんだといふことを御納得

をしていますよ。

一律に課税をするということで、いや、これは税法で決

まっていて、から課税金を取るんだといふのは一番簡

単な方法ですね。

ですから、野田総務大臣がお答えになられたこ

とはまさにそのとおりなんですねけれども、一律に課

税をするということで、逆に言うと、地方が樂

をしていいんだといふことを御納得

をしていますよ。

ただ、努力を今までしていなかつて、そこから課

税をするということで、いや、これは税法で決

まっていて、から課税金を取るんだといふのは一番簡

単な方法ですね。

しかししながら、地方が、本当にゴルフ場の利用

者に、我が県はこれこれこういう理由だから課税

をしないんだといふことを御納得

をしていますよ。

ただ、努力を今までしていなかつて、そこから課

税をするということで、いや、これは税法で決

まっていて、から課税金を取るんだといふのは一番簡

<p

せんかというふうに私はぜひ方向性として持つて、いたいだきたいと思うんですが、御答弁いただけますでしょうか。

○野田国務大臣 おっしゃっていることはそのとおりであります。実際には、このゴルフ場の利用税につきましては、先ほど申し上げたように、多様な税率設定は任せています。

例えば、高知県なんというのは、ゴルフ場によつて百七十円しか取らないところもあれば千円取るというふうに、それは地方の裁量に任せていいところがあるので、事実上、百七十円というと、標準が八百円とセットしている中では相当めり張りがついた設定になつていて、ということもあり、私としては、今の段階でも相当地方には裁量を委ねているところがあると思うので、今後、引き続き、税のあり方というものは大変幅広く、大きな、そしてたくさんの費目があるわけですから、しっかりと、自由にしたところ自治体の財源がしっかりと担保できず、住民生活をしっかりと守れなくなるということも相なりませんので、検討していかなければならぬと思っています。

○高木(啓)分科員 ありがとうございました。

ぜひ、地方を育てていくというか、地方を強くしていくという視点で、引き続き御検討いただければ大変ありがたいなと思っています。

今、総務大臣がおつしやられた不均一課税的話です。一つの税の中で上げたり下げたりといでそれをやられている。

私が言つてているのは、それもいいんですけれども、もう一方で、任意税にしていただくといつても、一つの検討の課題として、ぜひ頭の片隅に置いていただければありがたいなと思います。

もう一つ、地方分権改革で忘れてはならないのは、やはり、地方議会の機能強化だと私は思つてあります。

関と議会といつるのはそれぞれが住民に選ばれているわけであります。ところが、私は長年地方議会におりましたのでよくわかるんですが、その機能に弱い面というのが非常にあります。それはやはり調査能力と、そして条例制定のための研究とか課題の整理だとか、そういうことに対しては非常に弱い面があります。

それは、一つには、やはりスタッフが足りないということもあると思っておりまして、地方議会の機能の強化ということに対しても、総務省としてはどうのよにお考えになられますでしょうか。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。

憲法九十三条で、地方公共団体に議事機関として議会を設置する、長と議会の議員は住民が直接選舉する、こう決めています。

実は、国際的に見ますと、日本の地方議会といふのはかなり強い権能を持っているというふうに考えております。

もちろん、長は執行機関として、予算編成とか財産管理とか、統括代表権も含めて持つておりますが、議会の方は、先生御指摘のように、条例の制定、改廃という肝を握っておりますし、それから、地方税の賦課徴収に係る議決権、予算の決定ということで、議会は団体意思の決定をすることになつております。それから、予算の執行につきましても、契約議決とか、いろいろな執行権に類似するところも地方議会としては持つていています。

○山崎政府参考人 先生御指摘のように、都道府県議会議長会を中心にななり議論されてまいりました。具体的に、平成二十年には、公設秘書といふものを置くべきではないかという要望も受けております。

そのときの議論でございますが、公設秘書の役割はどう考えるのか、つまり、議会の会期中、あるいは議会の活動としてのサポートをどうするのかということと、それから、いわゆる政務の活動をどういうふうに捉えるのかと、そういうことがございました。それから、現にあります議会事務局との関係、役割分担をどう整理するのか。それから、人件費に係る公費負担の範囲をどういうふうに考えるのか。そういうこともうございまして、議論が続きました。

現行、実は政務活動費になつておりますが、政務調査費というものがその議論の中で芽吹いてま

で、立法する議会といつものに対する権限あるいは力、それを弱くするために二院制にしたという側面もあるわけですよ。ですから、民主主義における議会の機能とか権限というのは、今でもずっと議論は続いていると思いますが、一院制の議会は強いです。

強いんだけども、私が言つてているのは何かと申上げているわけであります。

私は先ほどちょっとスタッフという話をしましたが、全国議長会は、従前から、スタッフの問題、いわゆる秘書を置くことができるという規定を自治法の中に入れてもらえないだろうかというふうに、議論してきましたし、あるときはそれが表に出てきたこともあります。

こういった、地方議会に、全ての議会じゃないですよ、置くことができるですから、選択制にしていただきた上で、秘書を、我々議員に対するスタッフを置くことができるのかどうか、あるいはそれに対する見解があれば、ぜひ教えていただきたいと思います。

○山崎政府参考人 先生御指摘のように、都道府県議会議長会を中心にななり議論されてまいりました。具体的に、平成二十四年に議員修正で政務活動費となつて、かなり幅広く使えるようになつてきました。

そのときもやはり、先ほど申しましたように、公設秘書の関係も含めて議論になりました。各会派で御議論いただいてこの形になつております。そういう意味で、ここに恐らく議論を及ぼせるときには、各党各会派の御議論が必要になります。

○高木(啓)分科員 ありがとうございました。

○橋主査 これにて高木啓君の質疑は終了いたしました。

次に、黒岩宇洋君。

○黒岩分科員 おはようございます。無所属の会の黒岩宇洋でございます。

きょうは第二分科会、総務省所管ということでありました。野田大臣にもお越しいただきました、きょうは憲法の改正手続ということですので、国会法の改正やまた国民投票法案については、これは議員立法